

令和 6 年度 第 1 回加古川市スポーツ推進審議会 資料

日時 令和 6 年 5 月 17 日（金） 19 : 00 ~
場所 加古川市役所 新館 10 階 大会議室

加古川市スポーツ推進審議会委員名簿

区分	推薦団体等	氏 名	役 職 等	備考
スポーツに関する 学識経験のある者	学識経験者	もりた ひろゆき 森田 啓之	兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース 教授	会長
	学識経験者	おさか みほ 小坂 美保	神戸女学院大学体育研究室 健康スポーツ科学/生涯スポー ツコース 准教授	
	学識経験者	こばやし ゆりこ 小林 祐梨子	スポーツコメンテーター	
	加古川市 スポーツ協会	いとう なおみ 伊東 直美	加古川市スポーツ協会理事	
	加古川市 スポーツ推進委員会	はま あつし 破魔 淳司	加古川市スポーツ推進委員 (勤務) 但陽信用金庫 地域創生部 調査役	
	NPO 法人加古川 総合スポーツクラブ	みかみ よしこ 三上 善子	NPO法人加古川総合 スポーツクラブ正会員	
	加古川医師会	なかたに てつや 中谷 徹也	加古川医師会	副会長
	加古川市 シニアクラブ連合会	もりもと ひろし 森本 弘	加古川市シニアクラブ連合会 理事	
	障がい者スポーツ 関係者	こてら まさたけ 小寺 正健	障がい者スポーツ関係者	
関係行政機関職員	加古川市 中学校体育連盟	あべ しろう 阿部 始郎	加古川市中学校体育連盟会長 山手中学校長	

加古川市スポーツ推進審議会傍聴要領（案）

令和6年5月 日

加古川市スポーツ推進審議会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、加古川市スポーツ推進審議会条例（平成18年条例第2号）第7条の規定に基づき、加古川市スポーツ推進審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議場の収容人員等を考慮して事務局が定める。

2 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴のために入場することができない者）

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴のために入場することができない。

- （1） 酒気を帯びていると認められる者
- （2） 銃器その他危険なものを携帯している者
- （3） 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- （5） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎ立てないこと。
- （3） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （4） はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- （5） みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- （6） 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- （7） 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱)

第5条 傍聴人は、会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第6条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

3 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱)

第8条 加古川市記者クラブに加盟する社の記者その他会長が報道関係者と認める者(以下「報道関係者」という。)は、第2条の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

3 報道関係者は、前項の規定にかかわらず、議事に入るまでの間に限り、写真やビデオ等の撮影をすることができる。

附 則

この要領は、令和6年5月 日から施行する。

スポーツ団体への補助金の交付について

○スポーツ基本法第34条（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

○スポーツ基本法第35条（審議会等への諮問）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

1 加古川市スポーツ協会事業補助金

（1）目的

加古川市スポーツ協会は、27種目協会が加盟しており、約13,000人の会員を有する加古川市を代表するスポーツ団体である。本会は、スポーツの普及や競技スポーツの強化等を図ることにより、市民のスポーツ振興に務め、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。本会の事業を補助することにより、市民のスポーツ活動を向上させるための効果が期待できる。

（2）令和6年度事業内容

①予算（案）及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
2,023千円	1,821千円	202千円

②事業内容

協会が行うスポーツの普及・振興を目的とする事業

●種目協会支援事業費（1,435千円）

年間を通じて、各種目協会が行う市民大会等を支援する。

●健康・体力づくり事業費（260千円）

市民の健康づくり、体力づくりの推進を図るため、種目協会を通して、市民が誰でも気軽に参加できるスポーツ体験イベントを開催する。

事業を実施する種目協会に、予算の範囲内で補助する。

●表彰育成事業費（240 千円）

スポーツ功労者及び優秀選手・チームの顕彰事業を行なう。

●国スポ出場者等激励会費（88 千円）

当該年度に開催される国民体育大会に出場する加古川市在住の選手、監督を励ます激励会を開催する。

2 加古川市スポーツ協会について

（1）活動内容

加古川市スポーツ協会は、昭和 16 年に設立し、現在、27 種目のスポーツ協会が加盟し、スポーツの普及・振興、競技スポーツの強化等を図り、加古川市の明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に活動している。

令和 2 年度に創立 80 周年を迎え、これまでに市民の健康づくりをテーマとした健康・体力づくり事業や平成元年より開催している加古川カップ綱引大会などを実施しており、広く市民に対してスポーツに親しむ機会を提供している。

（2）会員数

約 13,000 名

（3）種目協会

27 種目協会

（加古川野球協会、加古川市陸上競技協会、加古川ソフトテニス協会、加古川市バレーボール協会、加古川ソフトボール協会、加古川市バスケットボール協会、加古川バドミントン協会、加古川市柔道協会、加古川市剣道連盟、加古川市空手道協会、加古川山岳協会、加古川市少林寺拳法協会、加古川市卓球協会、加古川市家庭バレーボール協会、加古川市サッカー協会、加古川市ママさんバレーボール協会、加古川市テニス協会、加古川水泳協会（休会中）、加古川市ハンドボール協会、加古川市ゲートボール協会、加古川市なぎなた協会、合気道加古川市連盟、加古川市ボクシング協会、加古川ボート協会、加古川ラグビー協会、加古川市グラウンドゴルフ協会、加古川市ゴルフ協会）

（4）種目協会大会数

約 214 事業（令和 5 年度実績）

（5）主催事業

健康・体力づくり事業、スポーツ功労者・優秀選手表彰、国スポ出場者激励会、加古川カップ綱引大会

加古川市スポーツ協会事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

市民協働部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ振興及び豊かな市民生活の形成に寄与するため、スポーツの普及、競技スポーツの強化等を図る加古川市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対して加古川市スポーツ協会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、協会からの請求に基づき補助金の額を確定した後において、補助金を交付する。ただし、市長が事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金を交付することができる。

2 天災地変その他の事情等により、やむを得ず事業等が中止又は延期となった場合であっても、開催準備等に要する経費について市長が必要であると認めるときは、補助金を交付することができる。

(暴力団等の排除)

第4条 この事業実施にあたっては、兵庫県暴力団排除条例及び加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）の趣旨を尊重する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の加古川市体育協会事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第２条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	スポーツの普及、競技スポーツの強化等を図ることにより、市民のスポーツ振興及び豊かな市民生活の形成に寄与するため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市スポーツ協会
	対象となる経費	加古川市スポーツ協会事業の以下の事業経費 種目協会支援事業、健康・体力づくり事業、表彰育成事業、国体出場者激励会
補助金の補助率及び額	補助率	補助対象経費の 9 / 10 以内
	補助金の額	予算の範囲内とする。

加古川市スポーツ協会規約

第 1 章 名 称

第1条 本会は加古川市スポーツ協会という。

第 2 章 事 務 局

第2条 本会は事務局を加古川市市民協働部スポーツ・文化課内に置く。

第 3 章 目 的

第3条 本会は運動競技及び身体運動を振興して市民の健全な発達と明るく豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

第 4 章 事 業

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. スポーツに関する調査研究並びにスポーツにたずさわる者の健康を管理すること。
2. スポーツに関する各種行事の実施並びに各種競技会を開催すること。
3. スポーツに関する相談並びに指導奨励のこと。
4. スポーツ団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第 5 章 加盟団体及び加盟並びに脱退

第5条 本会は次に掲げるものを加盟団体とする。

1. 市内における各種目別アマチュアスポーツ団体。
2. 学校体育連盟は本会の組織単位として認める。

第6条 本会に加盟しようとする団体は理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

第7条 加盟団体が脱退、休会及び復会しようとするときはその理由を付して届出書を提出し、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

但し、加盟団体が第5条の資格を失ったとき又は加盟団体として不適当と認めたときは理事会及び評議員会の承認を経て脱退させる。

第 6 章 会 計

第8条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加 盟 金
2. 賛 助 会 費
3. 市又は公共団体から交付せられた補助金及び委託金
4. 寄 付 金
5. その他の収入

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10条 本会の予算は会計年度開始前に会長が編成し役員総会の承認を経ることを要し、決算は会長が編成し会計年度終了後監事の監査を経た上これを役員総会に報告し、その承認を経ることを要す。

第 7 章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若 干 名
理 事 長	1 名
理 事	20名以内
評 議 員	第12条による
監 事	3 名

第12条 加盟団体は団体ごとに各1名の評議員を選任する。

2. 前項の規定によって選任された評議員が会長、副会長、理事又は監事に就任したときは評議員の資格を失う。この場合には前項の規定に従いその者の属していた加盟団体ごとにこれに代る評議員を選任する。

第13条 会長は評議員会において推挙する。

2. 会長は本会を代表し会務を統理する。

第14条 副会長は評議員会において推挙する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第15条 理事は評議員会において選出する。

2. 理事は理事会を組織して本会の会務を執行する。

第16条 理事長は理事会において互選で定める。

2. 理事長は理事会の決議に基き会務を掌理する。

第17条 監事は評議員会において選出する。

2. 監事は会計を監査する。

第18条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 職 員

第19条 本会に会務を処理するために事務局長1名、主事及び書記若干名をおくことができる。

2. 事務局長、主事及び書記は理事長の推せんにより、理事会の承認を経て会長が任命する。
3. 事務に関する必要な事項は会長が別に定める。

第 9 章 顧問及び参与並びに賛助会員

第20条 本会には名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉顧問及び顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 名誉顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じる。

第21条 本会には参与若干名を置くことができる。

2. 参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 参与は理事会の諮問に応じる。

第22条 本会の目的達成に賛意を表し積極的に本会に参加しようとする法人、又は個人を特に賛助会員として加入を認めることができる。

2. 賛助会員について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 10 章 会 議

第23条 役員総会は、会長、副会長、理事長、理事、評議員、監事をもってこれを組織する。

2. 役員総会は会長が招集し、本会の予算及び決算、その他重要事項を審議する。

第24条 評議員会は会長が招集し、理事長が議長となる。ただし理事会の議決により要請のあった場合は、評議員会を開かねばならない。

2. 評議員会は本会の運営に関する重要事項を審議する。

第25条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2. 理事会は、必要に応じ会長の命により理事長が招集し、重要な会務並びに評議員会より委任せられたる事項を審議執行する。

第26条 役員総会及び評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。ただし委任状は認める。

2. 会議の議決は出席者の過半数をもって定める。

第 11 章 専 門 委 員 会

第27条 本会は評議員会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

第28条 各種専門委員会はそれぞれの所管する事項に関しては、決定及び実施の権限を有する。
但し、各種専門委員会の事業実施の基本方針については理事会の承認を経なければならない。

第29条 各種専門委員会について必要な事項は理事会の議決を経て定める。

第 12 章 規 約 の 変 更

第30条 本規約は理事会及び評議員会のおのの現在数の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

第 13 章 細 則

第31条 本規約の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は昭和44年1月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成11年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成19年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成21年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は令和2年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は令和4年6月1日より施行する。

加古川市スポーツ協会加盟団体一覧表

	団体名
1	加古川野球協会
2	加古川市陸上競技協会
3	加古川ソフトテニス協会
4	加古川市バレーボール協会
5	加古川ソフトボール協会
6	加古川市バスケットボール協会
7	加古川バドミントン協会
8	加古川市柔道協会
9	加古川市剣道連盟
10	加古川市空手道協会
11	加古川山岳協会
12	加古川市少林寺拳法協会
13	加古川市卓球協会
14	加古川市家庭バレーボール協会
15	加古川市サッカー協会
16	加古川市ママさんバレーボール協会
17	加古川市テニス協会
18	加古川水泳協会
19	加古川市ハンドボール協会
20	加古川市ゲートボール協会
21	加古川市なぎなた協会
22	合気道加古川市連盟
23	加古川市ボクシング協会
24	加古川ボート協会
25	加古川ラグビー協会
26	加古川市グラウンドゴルフ協会
27	加古川市ゴルフ協会